

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令をここに公布する。

令和元年7月1日

静岡県公営企業管理者
企業局長 松下育蔵

企業局訓令第4号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令
次に掲げる訓令の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 静岡県企業局公舎管理規程（昭和42年事業部訓令第7号）
- (2) 静岡県工業用水道及び水道施設の維持管理要綱（昭和51年企業局訓令第1号）

附 則

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている公舎入居願書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された公舎入居願書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。